

申告会場での申告方法

受付方法

当日、直接会場にお越しください。

整理券を配布しますので、整理券に記載された相談時間に再来場してください。事前予約や日時の指定はできません。

注意事項

- 各会場での受付可能人数には制限があります。制限を超えた場合は受け付けできません。
- 会場は非常に混雑しますので、可能な限り、e-Taxや郵送での申告をお願いします。
- 整理券配布開始時間より著しく早くから並ぶ行為はご遠慮ください。
- 体調が優れない場合は、来場をご遠慮ください。
- 会場内では係員の指示に従ってください。

市の会場で受け付けできる申告の種類

給与、公的年金、総合課税の配当、個人年金などの確定申告、確定申告義務のない営業、農業、不動産所得などの申告、その他の市・県民税申告

▼以下の確定申告は佐野税務署での受け付けとなります。

営業、農業、不動産、譲渡、青色申告、畜産に関する所得、山林所得、過年度申告、準確定申告、暗号資産、先物取引、FXに関する申告、分離課税の配当所得、外国税額控除に関する申告、住宅借入金等特別控除の初回申告など

※佐野税務署の確定申告会場の入場には入場整理券が必要です。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。



会場に持参する主なもの ※申告の内容により他にも書類が必要になる場合があります。

□ マイナンバー・本人確認書類・その他

マイナンバーカード（お持ちでない方は、通知カードおよび運転免許証・健康保険証などの組み合わせ）

還付先口座の分かるもの（初めて還付を受ける方、または還付先を変更する方）

□ 所得の内容が分かるもの（令和5年分）

給与所得者▶勤務先が発行する源泉徴収票

年金所得者▶公的年金…年金支払者が発行する源泉徴収票

個人年金…支払証明書（収入、経費、源泉徴収税額の分かるもの）

営業・農業・不動産所得者▶作成済の収支内訳書、支払調書など

収入、経費が分かる帳簿、領収書など

※領収書などは必ず集計して来てください。

その他所得▶報酬、配当、一時所得などの収入、経費、源泉徴収税額の分かるもの

□ 控除の内容が分かるもの（令和5年分）

社会保険料控除▶国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの納付額の分かるもの

生命保険・地震保険料控除▶保険会社が発行する控除証明書

障害者控除▶障害者手帳、障害者控除対象者認定証など

医療費控除▶作成済の医療費控除明細書、保険組合が発行する医療費のお知らせ保険や高額医療費での補てん額の分かるもの

※領収書などは必ず集計して来てください。

寄附金税額控除▶寄付先が発行する寄附金受領証明書

忘れ物がないか
しっかり確認しましょう



市の申告会場日程

会場により、整理券配布開始時間や申告相談時間が異なります。ご確認の上、お越してください。

※申告期間中、市民税課窓口では申告書作成の相談は行いません。

野上・飛騨基幹集落センター、氷室地区公民館

▶整理券配布開始時間 午前8時50分

▶申告相談時間 午前9時20分から午後3時まで

葛生あくとプラザ、田沼行政センター、勤労者会館

▶整理券配布開始時間 午前8時30分

▶申告相談時間 午前9時から午後4時まで

日時	会場	対象町会
2月15日(木)	野上基幹集落センター	御神楽・長谷場・白岩・作原
2月16日(金)	飛騨基幹集落センター	飛騨
2月19日(月)	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
2月20日(火)	葛生あくとプラザ	葛生東1～3丁目・富士見・中
2月21日(水)	葛生あくとプラザ	葛生西1～3丁目・宮下・築地・鉢木・長坂・嘉多山・あくと・山菅・会沢
2月22日(木)	葛生あくとプラザ	豊代・牧・仙波
2月26日(月)	田沼行政センター	田沼
2月27日(火)	田沼行政センター	多田・戸奈良・戸室
2月28日(水)	田沼行政センター	小中・赤見・出流原・寺久保
2月29日(木)	田沼行政センター	栃本
3月1日(金)	田沼行政センター	小見・吉水・新吉水・吉水駅前1～3丁目・山越・岩崎
3月4日(月)	田沼行政センター	石塚・船越
3月5日(火)	田沼行政センター	山形・梅園・閑馬・下彦間
3月6日(水)	勤労者会館	植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田
3月7日(木)	勤労者会館	堀米
3月8日(金)	勤労者会館	若松・天神・浅沼・奈良淵・田之入
3月11日(月)	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹・上台・七軒・植野
3月12日(火)	勤労者会館	犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・町谷・伊勢山・葦川・富士・大栗
3月13日(水)	勤労者会館	馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名
3月14日(木)	勤労者会館	植上・寺中・富岡
3月15日(金)	勤労者会館	大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川・栄・西浦・鏡塚・黒袴・並木・免鳥・村上・上羽田・下羽田・高橋

※ご自身の対象町会ではない日でも来場できますが、混雑防止のため、指定日の来場にご協力ください。



森林環境税（国税）が始まります

令和6年度から、市・県民税均等割と併せて「森林環境税」（1,000円）が徴収されます。

これまで均等割に加算されていた災害復興分（1,000円）が終了しますので、納税者の負担は原則変わりません。※例外もあります。

「森林環境税」は国税で、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与され、森林整備、人材育成などに活用されます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

